

(1) 非接触型の政策形成手続について（市民参加の原則関係）

○現状

市民参加条例により定められている「政策形成手続」は、「市民意見提出手続（パブリックコメント）」に先立って行う対面型の市民参加手続（住民説明会等）となっている。

しかし、新型コロナウイルスの影響により、住民説明会への参加を控えた市民もいたと想定される。

○課題

住民説明会のような対面型の市民参加は、新型コロナウイルスの感染状況によっては、参加しづらい場合がある。

○対応策

① 住民説明会のオンライン化（事前録画型）

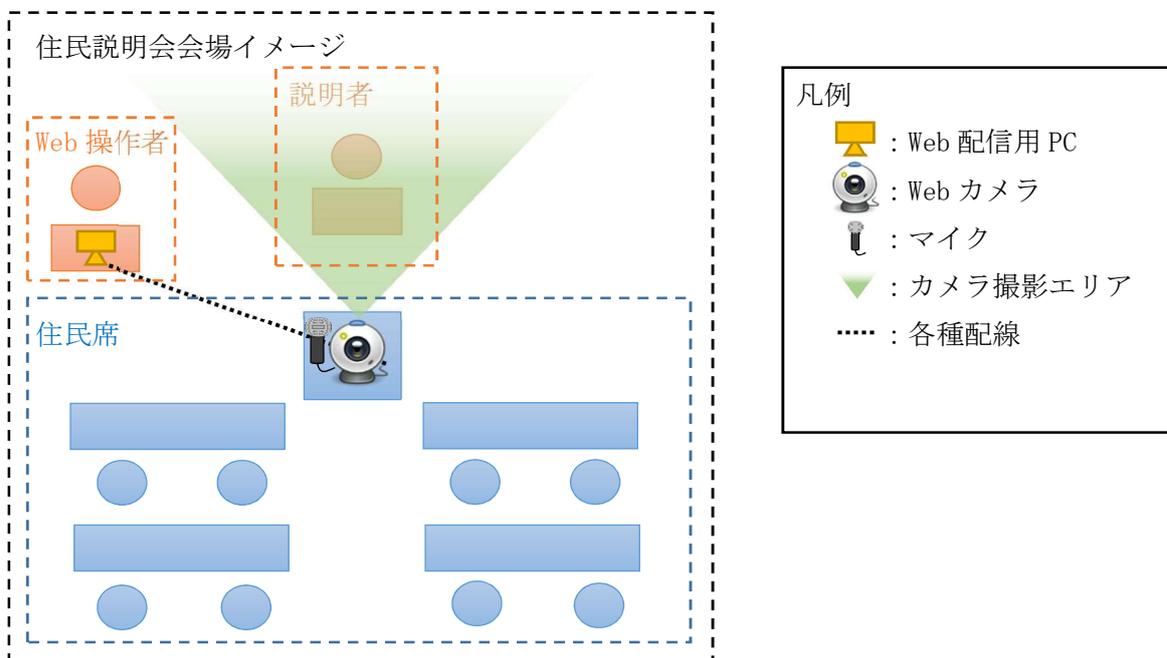
住民説明会の説明内容を動画化し、YouTube で限定公開として、参加希望者に動画掲載先 URL を送付する形で実施とする。

YouTube の動画概要欄に説明会資料の掲載 URL を張り付ける。また、住民説明会の質問等については、質問入力フォームを YouTube 動画の概要欄に入れておき、質問を受ける。回答は、住民説明会結果として HP に掲載する。

② 住民説明会のオンライン化（生配信型）

住民説明会の説明内容を動画配信ソフト（YouTube Live 等）で限定公開で生配信し、Web での参加も可能とする。

オンラインでの参加方法については「①住民説明会のオンライン化（事前録画型）」に準じる。説明会資料の掲載 URL を動画概要欄等に張り付ける。



(2) 審議会のオンライン傍聴について（市民参加の原則関係）

○現状

政策形成手続の一つとなっている審議会については、不開示情報（個人情報等）を取り扱っている場合を除き、誰でも自由に傍聴できるようになっている。

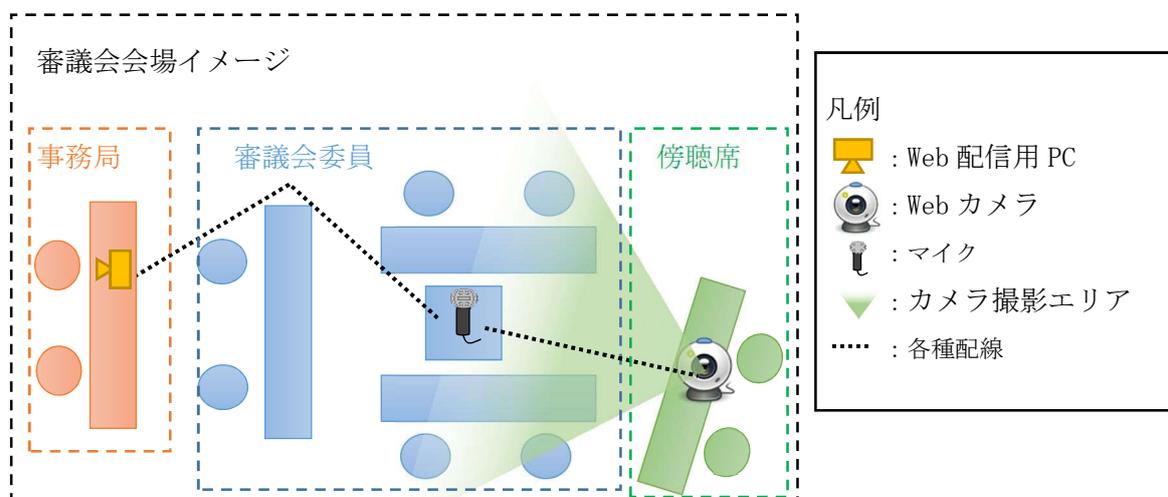
○課題

原則、審議会は公開しており、傍聴を行うことは可能だが、傍聴者が少ないことが実情であるため、傍聴しやすい環境を整備する必要がある。

○対応策

審議会の傍聴者用 Live 配信を行うことで、審議회를気軽に傍聴できるようにする。

傍聴者は氏名を控える必要がないため、事前に参加希望者に申請をさせる必要はなく、傍聴したい人は参加することができる。生配信は YouTube Live での実施を想定している。



(3) 連携協定の効果的な活用について（協働の原則関係）

○現状

苫小牧市では、行政だけでは解決が難しい課題に対応するため、企業、団体等と連携協定を締結し、協働のまちづくりを進めている。

連携協定は企業側のメリットとして、「自治体のニーズが知れる」「ブランディングにつながる」「宣伝効果が見込める」等があり、行政側には、民間企業等有する資源、ノウハウ、ネットワークが活用できるなどのメリットがある。

連携協定は、企業、団体等から申し出をいただき、特定の分野に特化して連携・協力する「個別連携協定」と、複数の分野に渡って、連携・協力する「包括連携協定」がある。なお、包括連携協定については、協定の締結前に、連携・協力する具体的な取組の項目を決定した上で、協定を締結している。

連携協定締結後は、取組の有無について、年一度実績調査を行っているが、実績がない場合がある。

○課題

連携協定の締結自体がゴールになってしまい協定が形骸化する場合があるため、効果的に協定を活用できる仕組みを整備し、運用していくことで協定の形骸化を防ぐ必要がある。

○対応策

① 定期的な担当者確認について

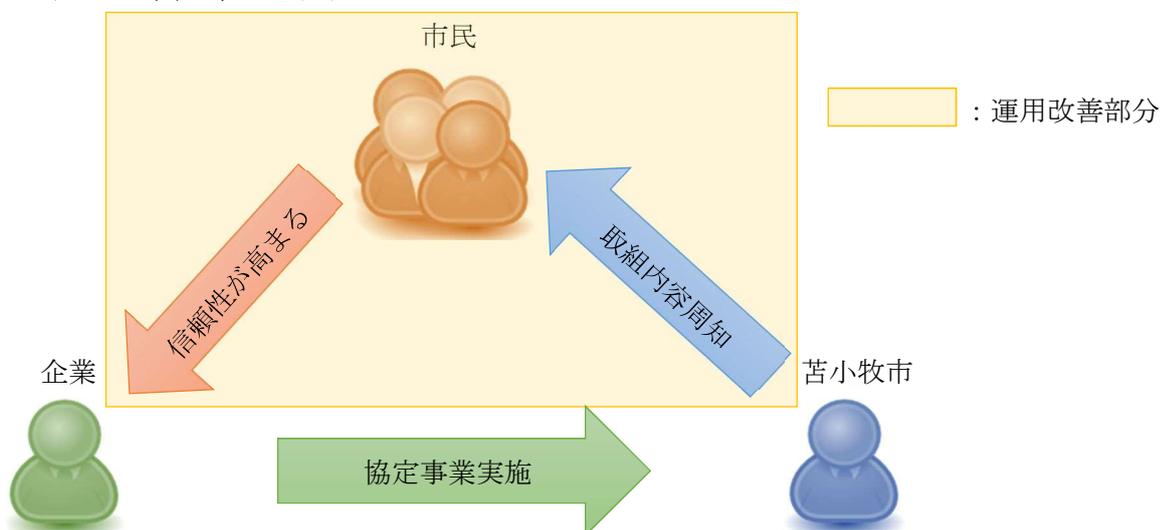
協働・男女平等参画室から通知を出し、年度内に1度は担当者が変わりがないか等の連絡を取るようにする。

② 事業実施状況の公開による企業のPRについて

連携協定に基づいて実施した事業を市HPの包括連携協定のページにて随時周知をすることで、企業のPRを実施するなど、企業側がメリットを感じることができる機会を増やす。

また、1年毎または掲載件数10件ごと等の基準を設け、LINE、Facebook等により、取組をまとめた情報を発信し、更なるPRを実施する。

イメージ図は下のとおり



(4) 防災行政無線（屋外スピーカー）について（情報共有の原則関係）

○現状

防災行政無線は、大雨警報、洪水警報、暴風警報など気象警報の発表・解除や、それらの警報が発表される可能性が高い場合、さらには選挙の呼びかけや交通安全啓発など行政に関するお知らせを放送するときに活用されている屋外スピーカーで、現在、市内に127基設置している。

屋外スピーカーの音声が聞こえない場合、次の方法で同じ内容を確認できる。

- ・戸別受信機の貸与
- ・放送内容のHPへの掲載

避難情報などについては、次の媒体でも屋外スピーカーと同じ内容を確認できる。

- ・苫小牧市防災メール
- ・テレフォンサービス（050-5865-1569）
- ・緊急速報メールの配信
- ・市公式SNS（LINE、Facebook）

○課題

場所やスピーカーの向き、風向きによっては聞き取りづらいたまは聞こえないとの声を多数いただいている。

市民からの声を受けて、担当部署の危機管理室が音量の調整を行ってきたが、全世帯が快適に聞こえるのは難しい。

また、聞こえなかった場合の、内容確認方法の周知が足りていない。

○対応策

戸別受信機の無料貸与範囲の拡大

避難行動要支援者名簿に記載されている方や町内会、施設は無料貸与の対象となっているが、それ以外の者は3000円の負担額が発生する。その無料貸与対象の見直しを図り、より多くの個別受信機の配布を進める。

(5) 個人情報保護法の改正について（個人情報の保護関係）

○現状（現行の条文）

第24条 市は、市民の個人情報の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の収集、利用その他の取扱いを適正に行うものとする。

※下線部分の条例が、苫小牧市個人情報保護条例を指している。

○課題

現在、苫小牧市における個人情報の取扱い等は、苫小牧市個人情報保護条例に基づいて行っているが、令和5年4月1日からは、全自治体が個人情報保護法に基づく必要がある。

個人情報保護法の改正を踏まえ、苫小牧市自治基本条例第24条の条文との整合性を図る必要がある。

○対応策（改正案）

第24条 市は、市民の個人情報の保護を図るため、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障する法令等の趣旨にのっとり、個人情報の収集、利用その他の取扱いを適正に行うものとする。